株主提案に対する当社取締役会の意見

当社取締役会は 2023 年 3 月 16 日に開催される当社の臨時株主総会¹において付議される 株主提案に係る第 2 号議案乃至第 8 号議案 (以下これら全てを併せて「本株主提案」といいます。) <u>に反対します</u>。反対の理由は以下のとおりです。

1. 当社の課題を解決するためには現在の経営陣が適任であり、解任の必要がないこと

当社の現任取締役は、当社の企業価値の向上や株主の皆様共同の利益に繋げるため 2022 年9月 29 日付けプレス・リリースにより公表した中期経営計画「To the next Growth」の実行を着実に進めるために、目下、日々多大な努力を傾注しています。

これに対して、提案株主が本株主提案の理由として挙げているのは、大要、①当社の経営成績が低迷していること、②女性役員の登用が遅れていること、③当社株式の大規模買付行為等への対応方針(以下「本対応方針」といいます。)の導入が当社の現経営陣の保身的態度を示すものであること、④当社の子会社の仲庭時計店の従業員不祥事への対応が不適切であることの4点に集約されます。

しかしながら、<u>提案株主が指摘する上記4点は、以下に記載のとおり、いずれも事</u> 実誤認であるか的外れであることが明らかです。

上記①については、提案株主が当社の株式の10%強を市場内で買い上がり始めた2022年3月15日以降(以下、かかる買集めを「本件大量買集め」といいます。)でみれば、(i)2022年3月期は、当社は連結ベースで最終黒字を確保している(連結業績予想からの下方乖離は新型コロナ禍の影響によるものである)上に、(ii)既に公表した2023年3月期第2四半期の連結経営成績は、売上高が前年同期比2.2%増、営業利益が10.4%増、経常利益が37.7%増と好調であり、また、2021年3月期の営業利益は新型コロナウイルスの影響等により、一時的な減少があったものの、不採算店舗撤退、営業所閉鎖、グループ間での人員再配置など各種施策を実行し収益の構造を図り、2022年

¹ なお、当社は、QUOカードを含む金品その他の経済的利益の供与を誘引とした委任状勧誘によって、株主総会における議決権行使の公正性が歪められることを未然に防止するために、提案株主に上記態様の委任状勧誘を行わないことの誓約を求め、裁判所の仮処分手続において争っていましたが、提案株主が別途申し立てていた株主総会開催許可申立事件の審理において、裁判所も交えて、今後当社の臨時株主総会が開催された場合に、当該総会において、提案株主が、QUOカードを含む金品その他の経済的利益の提供と引換えに又はそれを誘引として委任状の取得を行わないことが確認できたことから、当社は、提案株主が当該仮処分命令の申立てを取り下げることを条件に、任意に、2022年9月30日現在及び上記株主総会の基準日現在における当社の各株主名簿の閲覧謄写を認めることとしています。

3月期の営業利益はコロナ禍前を上回る水準にあります²。然るに、2023 年3月期第2 四半期において、親会社株主に帰属する四半期純利益が赤字となったのは、主として、提案株主らが、十分な情報を開示しないまま、当社株式を短期且つ大量に買い集めたことに対応せざるを得なくなり、本対応方針を導入する等せざるを得なくなったことに伴うアドバイザリー費用の支出という不測の要因によるものであって、むしろ提案株主らの行動を原因として支出を余儀なくされたものです(ちなみに、本対応方針の導入が株主総会で 63.5%の賛成で承認されていることは後述のとおりです。)。

また、このアドバイザリー費用には、本件大量買集めへの対応や本対応方針の導入に関連して発生した費用だけでなく、提案株主と同時期に当社株式を大量に買い上がっていた布山高士氏に対する対応に関連して発生した費用や、2022 年8月にマイルストーンマネジメント株式会社(以下「マイルストーンマネジメント」といいます。)から大規模買付行為等趣旨説明書が提出されたことにより、当社は、(大規模買付行為等に係る取締役会評価期間が終了する直前に)その大規模買付行為等が撤回されるまで、本対応方針に従った対応を行っていたため、かかる対応に関連して発生した費用も含まれています。提案株主は、あたかも上記費用が全て提案株主に対する対応に要した費用であるかのように主張しており、提案株主とマイルストーンマネジメントとの強い関係(一体性)を自ら前提としているかのような態度をとっておりますが、この点は、当社が、度々、それぞれマイルストーンマネジメント及び提案株主に対して質問したものの具体的な回答が得られなかったマイルストーンマネジメント及び提案株主との間に一定の関係があるのではないかという疑念を深めるものと言わざるを得ません。

上記②については、当社はかねてから女性役員の登用を前向きに検討しており、2022 年 6 月 29 日開催の当社第 61 期定時株主総会における提案株主の代表者からの質問に対する回答や、2022 年 9 月 29 日付けプレス・リリースにより公表した中期経営計画「To the next Growth」でも、その旨既に表明している上に、実際に、本臨時株主総会において、洲桃麻由子氏を取締役候補者として提案するに至っており、いずれにせよ、少なくとも当社の現任取締役「全員」を「解任」する合理的な理由となり得ない

² なお、提案株主は、提案株主が申し立てた株主総会招集許可申立事件で提出した 2023 年 1 月 23 日付け「主張書面 (4)」において、当社の社外取締役のうち富樫直記氏に関して、「経営コンサルタントおよび経営者としての知見を活かした取り組みがあったとは到底評価することはできない」などと述べていますが、上記のとおり当社の連結経営成績が好調であることに関して同氏の知見が寄与していることは言うまでもないことであり、何故に同氏が経営コンサルタントや経営者としての知見を活かしていないと評価できるのか全くもって根拠が不明です。

ことは明白でする。

上記③についても、本対応方針の導入は 2022 年 6 月 29 日開催の当社第 61 期定時株主総会において出席株主の議決権の 63.5%の賛成で承認されており、本対応方針の導入に始まる提案株主らに対する一連の対応が経営陣の保身に基づくものでないことは、提案株主とそれと連動して当社株式を取得した一部株主を除く大部分の当社株主によっても認められており、事実に反するものです。提案株主が「経営陣の保身」を連呼しているのは、本株主提案において明らかになったとおり、提案株主が企図している当社の経営支配権の奪取に際して、まさに本対応方針が障害となっているからに他ならず、このことは、本対応方針の導入が上記のとおり機関投資家株主を含む出席株主の議決権の 63.5%の賛成で承認されていることからも明らかです。

上記④についても、2022 年 10 月 13 日付け「当社子会社に関する一部報道等について」に記載のとおり、当該子会社従業員による不祥事は、いずれも提案株主が当社株式を取得する遙か前の 2017 年 11 月から 2019 年 9 月までに発覚したものであって、全て外部の弁護士も関与して適正に調査を行った上で、提案株主が本件大量買集めを開始する前には全て解決済みであって、当社の現任取締役には法令又は定款違反の行為や不当な行為は認められていません。また、その内容は、全て法令に従って適時・適切に開示され、さらに、株主・投資家に対して有益と考えられる情報については、法令又は株式会社東京証券取引所(以下「東証」といいます。)の有価証券上場規程(以下「上場規程」といいます。)により義務付けられている範囲を超えて、全て任意に開示済みであり、現在でも、その調査結果等を、当社のウェブサイト上で任意に開示しているところであって、この点に関する提案株主の評価も不当という他ありません。また、不祥事発覚から現在に至るまで、当社の監査法人からは、当社の各事業年度末日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した内部統制報告書について、一貫して、全ての重要な点において適正に評価しているものと認めるとの内部統制監査報告書を取得しているところです。

なお、昨年(2022年)6月の当社第61期定時株主総会で選任されたばかりの独立社 外取締役である長沢伸也氏については上記①~④の理由はいずれも全く関係なく、提 案株主は、そもそもなぜ同氏を解任すべきなのかという理由すら全く示すことができ ていません。この点に関しては、提案株主自身も、2023年1月23日付け「主張書面

³ ちなみに、後述するとおり、尾端氏が唯一の代表者であって 100%株主であるプラスワンホールディングス株式会社(以下「プラスワン」といいます。)らが臨時株主総会招集請求を行って、尾端氏が代表取締役社長に就任するに至ったアサヒ衛陶株式会社(以下「アサヒ衛陶」といいます。)でも、尾端氏が同社の取締役に在任していた当時、女性の取締役や監査等委員たる取締役は皆無でした。

(4)」において、上記①~④の事由の大宗が長沢伸也氏については当てはまらないことを認めているところです⁴。

そのため、提案株主が本株主提案の理由として挙げる上記①~④は、2022 年6月に新たに選任したばかりの独立社外取締役も含む当社の現任取締役「全員」(ちなみに、その全員が、2023 年6月に開催予定の定時株主総会において改選期を迎えます。)を、敢えて、2023 年6月を待つことなく、任期途中に直ちに解任しなければならない必要性を、何ら根拠付けるものではありません。

以上のような状況を踏まえると、中期経営計画「To the next Growth」の遂行のために、当該計画を策定し、当該実行のために日々多大な努力を傾注している最中である現在の経営陣及び取締役会から成るチームが最適任であり、当社の現任取締役をその任期途中で解任すべき必要性や合理性はありません。

よって、<u>当社取締役会としては、当社の現任取締役6名全員の解任議案(第2号議</u> 案乃至第7号議案)については反対いたします。

- 2. 本株主提案に係る取締役候補者4名は、いずれも当社の現状の経営課題を解決するために適任であるとはいえないこと
- (1) 提案株主は当社の企業価値の継続的な向上を目指すものではないこと
- ① 本株主提案の目的は当社の経営支配権の奪取にあることが強く疑われるにも拘らず、 提案株主は当社の企業価値向上につながる具体的な経営方針や経営計画を持ち合わせ ていないこと

提案株主は、上記のとおり、当社現任取締役6名全員の解任を提案するとともに、それに代わって提案株主が擁立した候補者4名を新たな取締役として選任することを求めており、当該4名の候補者は、下記(2)において述べるとおり、(提案株主の代表者である)尾端友成氏(以下「尾端氏」といいます。)と、尾端氏の強い影響下にある3名であることから、本株主提案が可決された場合には当社の取締役会は尾端氏とその強い影響下にある3名のみで構成されることになり、実質的に当社の経営支配権

⁴ すなわち、主張書面(4)において、提案株主は、長沢伸也氏については上記①~③の理由は関係なく、上記④に関して、仲庭時計店の従業員不祥事への対応のうち(提案株主の主張するところの)「不誠実な情報開示の姿勢」のみが当てはまることを主張していますが、その主張においても、具体的にどのような行為が「不誠実な情報開示の姿勢」であるかを示しておりません。また、上記のとおり、その内容は、株主・投資家に対して有益と考えられる情報については、全て法令に従って適時・適切に開示されていることは勿論、法令又は東証の上場規程により義務付けられている範囲を超えて、全て任意に開示済みであることから、提案株主の当該指摘も全て当を得ていないことは明らかです。

は尾端氏らに奪取されることになります。それゆえ、<u>本株主提案の真の目的が当社の</u> 経営支配権の奪取であることは、客観的に明らかです。

もちろん、本株主提案の目的が当社の経営支配権の奪取にある場合であっても、適切な経営方針や経営計画が存在し、それによって当社の企業価値のさらなる継続的な向上が見込まれるのであれば、経営支配権の奪取は直ちに否定されるべきものではありません。しかしながら、提案株主は、(法定の期限を徒過して提出された) 2022 年4月の大量保有報告書提出当初から一貫して当社株式の保有目的を「重要提案行為等を行うこと」としているにも拘らず、当社が再三に亘って、提案株主に対して、具体的且つ根拠のある企業価値向上のための提案の有無、内容について質問しても「重要提案行為をいつどのように行うかといった点も含め、現時点でその内容について具体的に申し上げることはございません」、「当社が提出していた大量保有報告書における保有目的欄に『重要提案行為等を行うこと』と記載していた・・・からといって、初めから具体的な重要提案行為等の内容を持ち合わせていなければならないといったルールはありません」等と回答するのみで、一貫して具体的な回答を避け続けてきました。

また、提案株主は、本申立ての審理に際して、裁判所からも「招集の理由」につき 補充を求められたにも拘らず、最後まで、当社の経営支配権を奪取した後の経営方針 については、監査等委員会設置会社への移行を検討するというほかは、社内の DX 化、 販売戦略会議の定期開催、自社ブランド商品の再構築及び他社との販売代理店契約を 増やすといった抽象的・一般的な「お題目」以上の経営方針は何ら示せておらず、当 社の事業に即した、当社の企業価値向上に向けた具体策は何ら示すことができていま せん。

さらに、これらの抽象的・一般的な「お題目」の経営方針以外に、提案株主の代表者である尾端氏は、2023年1月18日付けダイヤモンドオンライン記事「宝飾大手ナガホリに"マルチ商法集団"と指摘された筆頭株主が大反論!『長堀社長は限界だ』」における単独インタビューや、本申立ての審理に際して、裁判所からも経営支配権の取得を企図している以上は株主総会の「招集の理由」の記載を補充すべきであると指示されたことに対応して2023年1月23日付けで追加された提案株主の補充説明で、当社の経営支配権を取得した後の経営方針については、監査等委員会設置会社への移行を検討するとしています。しかしながら、提案株主は監査等委員会設置会社への移行のための定款変更すら議題・議案として提示していませんので、「監査等委員会の設置によるガバナンスの強化」ということ自体が、本申立ての審理に際して、裁判所から、経営支配権の取得を企図している以上は「招集の理由」の記載を補充すべきであると指示されたこと等も受けて、急遽取ってつけたように追加された施策であることは明らかです。

<u>この一連の経緯から、提案株主は、本件大量買集め開始以来、本株主提案をしている現在に至るまで、具体的な企業価値向上策など一切持ち合わせていないものと考えざるを得ません。</u>

これら一連の経緯に加えて、提案株主は、本請求書面において、「実は 2022 年3月 期以前から中期経営計画が既に存在していたと強弁しつつも、未だに株主に向けて当 該策定済みの中期経営計画の公表を頑なに拒み続けており、もはや真実、その当時か ら中期経営計画が存在していたのかどうか、それすら疑わしいと言わざるを得ませ ん。」(2頁) 〔傍点引用者〕と記載していますが、当社は既に本請求書面を受領し た約2か月前の2022年9月29日に中期経営計画「To the next Growth」を同日付けプ レス・リリースにより公表し、それ以来、当社ホームページに公表し続けているので あって、少なくとも本請求書面における上記記載は、提案株主の明らかな事実誤認で あり、ひいては、提案株主が当社の企業価値の向上に何らの興味も関心もないのでは ないかと疑わざるを得ません。現に、提案株主の代表者である尾端氏は、上記 2023 年 1月 18 日付けダイヤモンドオンライン記事において、①「監査等委員会の設置による ガバナンス強化」、②「適材適所及び必要部署への配置転換を実施」、③「在庫や流 通、商標等の管理をするためにDXは必要」等と述べておりますが、当社の上記2022年 9月29日付け中期経営計画では、既に、①取締役会構成の適正化・多様性の確保・取 締役・監査役の選任プロセスの検討・サスティナビリティへの取組みを通じた「ガバ ナンス強化に向けた取組み」を進めること、②グループ間及び営業・商品・管理部門 間の適正な人材配置並びに女性が働きやすい職場の維持・拡充とキャリア形成へのサ ポートによる「適材適所の人事運営」を進めていくこと、③各種生産性向上政策及び HRM 政策により利益率の改善と継続的な経費削減を図ることを公表しているところで す。また、2023年1月23日付けで追加された補充説明において「中期的取り組み」と して掲げられている、「オリジナルブランド・既存取り扱いブランド・新商品開発・ 新規販路構築等における販売戦略を講じる」、「市場ニーズを的確に捉え、時代に マッチした商品の開発や宝飾における新たな文化形成の構築、およびプロモーション を行う」、「自社ブランド商品の再構築ならびに市場調査に基づき他社との販売代理 店契約を増やし、新規出店による増収を目指す」といった事項についても、当社の中 期経営計画に際しても当然検討されているものです。このように、提案株主ないし提 案株主の代表者である尾端氏の主張は、抽象的・一般的な「お題目」を並べるだけ で、当社の中期経営計画以上の施策の提言を行うものではありません。しかも、提案 株主は、現在に至るも、当社の中期経営計画に掲げられているような、定量的な数値 を伴う経営計画を一切示すことができていません。

提案株主が当社の中期経営計画を確認した上で当社の企業価値向上に資する取組み を真摯に検討しているのであれば、少なくとも中期経営計画の内容を踏まえて、より 一層の企業価値の向上に資する具体的な施策を提案すべきと考えられるところ、漫然とどこの会社に対しても当てはまり得るような抽象的・一般的な「お題目」のみを並べたて、何らの新たな提案をできていないことは、提案株主が当社の中期経営計画ひいては当社の企業価値の向上に何らの興味も関心もないことの顕れであると言わざるを得ません。

② 提案株主による本株主提案は、当社の経営支配権を奪取した後に大規模なエクイティ・ファイナンスを実行させるなど当社を提案株主の「ハコ会社」として利用するといった、提案株主自らの私的利益を追求することを目的としていることが強く疑われること

提案株主には、過去に2回に亘って他の上場会社(シスウェーブ及びリアルビジョン)の株式を直接・間接に大量に取得してその経営支配権を実質的に掌握した上、大規模な希釈化を伴う新株及び新株予約権を自らと関係のある者に対して第三者割当発行し、これを最終的には売却する等した前歴が確認されています⁵。

したがって、提案株主による本株主提案が全て可決されて当社取締役が総入替えとなって、後述するように提案株主の関係者4名のみで当社取締役会が構成されるようなことがあれば、大規模なエクイティ・ファイナンスによってその引受人となった関係者が引き受けた新株や新株予約権(を行使して取得した株式)を売却して利益を上げるために当社が利用され、その結果、当社の企業価値が毀損され、株主の皆様共同の利益が害されることになるおそれがあるものと懸念せざるを得ません。この点に関して、上記2023年1月18日付けダイヤモンドオンライン記事では、提案株主の代表者である尾端氏は、インタビューにおいて、記者からの「あなたが経営を担えば、百貨店や銀行の信用を失い、取引ができなくなる」との指摘に対し、「『融資を受けられ

ちなみに、本請求書面において、当社取締役候補者とされている菅原勝治氏は、一般財団法人エネ ルギー農業推進機構(旧・一般財団法人東北農業支援ネットワーク。現在の名称は一般財団法人日 本経営支援連合会)の「顧問」として表示されていたことが判明しています。この一般財団法人エ ネルギー農業推進機構については、①**株式会社シスウェーブ**(その後、株式会社シスウェーブホー ルディングス、株式会社 SOL Holdings、そして、株式会社ソルガム・ジャパン・ホールディング スと複数回に亘って商号変更。以下「シスウェーブ」といいます。) の代表取締役社長及び株式会 **社リアルビジョン**(その後、株式会社 RVH に商号変更。以下「リアルビジョン」といいます。) の補欠監査役を務めていた田中英雄氏、提案株主の前代表者である橘祐司氏、並びにシスウェーブ <u>の子会社である株式会社日本ソルガムの代表取締役であった川本幸夫氏</u>の3名が**評議員**を務めてい たほか、②シスウェーブの監査役及び取締役並びにリアルビジョンの取締役を務めた鼓昭雄氏が監 事を務めており、さらに、③提案株主がシスウェーブ株式約 26.62%を大量取得した際に提案株主に そのための資金全額を貸し付けていた株式会社共和フィナンシャル (シスウェーブの元代表取締役 社長であった赤尾伸悟氏及び中原麗氏が相次いで代表取締役を務めていました。)及びその親会社 であった株式会社共和キャピタル(旧・有限会社ケーアイシステム。シスウェーブの元代表取締役 社長及びリアルビジョンの元代表取締役社長であった池畑勝治氏が設立し、取締役を務めていまし た。) 並びにリアルビジョンの各本店所在地と同じ場所(赤坂會館ビル)に東京連絡事務所を置い ていた法人です。

なくなる』と長堀社長は言いますが、なぜ融資に頼るのか。利益剰余金も積み上げて いる」と、金融機関からの融資は不要であるともとれる発言をしております。しかし ながら、宝飾品販売事業者は一般に多様な在庫を確保し販売機会を逃さないようにす る必要があり、資本効率を確保する観点から金融機関からの融資を受けることが必須 です。特に、当社は、これまでの金融機関との関係を基礎として、有利な条件で融資 を受けてきており、これが当社の収益構造・経営の強みであるところ、上記尾端氏の 主張は、当社経営に対しての理解の不足を示すのみならず、宝飾品販売事業一般に対 する見識を欠くものであって、当社の経営支配権を取得しようとする者としての適格 性について大きな疑問を持たざるを得ません。仮に、提案株主が経営支配権を取得し た後、自己資金を中心として当社の経営をしていくということになれば、いずれ大規 模なエクイティ・ファイナンスを実施することによって市場から資金を集める必要が 生じ、その結果、株式の希薄化を招くことは必至であって、かかる事態が当社の株主 の皆様共同の利益に反することは明らかです。このような姿勢・態度に鑑みれば、提 案株主による当社株式の10%強の市場内での買い上がり及び当社取締役の総入替えを目 的とした本株主提案は、結局のところ、当社の企業価値や株主の皆様共同の利益を犠 牲にして、提案株主自らの私的利益を追求することを目的としていると解さざるを得 ません。

また、当社の企業価値や株主の皆様共同の利益を犠牲にして、提案株主自らの私的利益を追求することを目的としていることは、提案株主による当社の株式取得時期から見た経済合理性の観点からも、客観的に明らかです。すなわち、当社の株価は、2021年12月末に至るまで14年間以上、100円台から300円台の間を推移するだけであったにも拘らず、今回、提案株主が当社の株式を買い上がるのと時を同じくして急騰し、2022年10月31日には一時1781円の高値をつけるまでに至っております。提案株主は、2022年3月15日から同年4月8日にかけて当社の株式を大量に買い上がっていましたが、その間における当社の株価は、終値ベースの最安値で292円、最高値で594円であって、4月15日の大量保有報告書の変更報告書提出時点で、提案株主における当社株式の平均取得コストは429.9円であると考えられます。上記のとおり、提案株主は具体的な企業価値向上策を何ら持ち合わせていないところ、それにも拘らず、当社の過去15年間における平均株価の約2倍前後もの価格で当社の株式を大量に取得することは著しく経済合理性を欠くと言わざるを得ません。

以上のとおり、提案株主は、(抽象的・一般的な「お題目」を超えた)当社の経営 支配権奪取後の具体的な経営方針や企業価値向上策を何ら示すことができていないの であって、仮に本株主提案が企図するような当社取締役の総入替えが行われても、提 案株主が上記の投資に見合った利益をキャピタル・ゲインによって確保することは合 理的に考えて極めて困難であると言わざるを得ず、結局のところ、本株主提案の真の目的は、当社の経営支配権を奪取した上で、当社の企業価値を向上させる以外の方法によって、株主の皆様共同の利益を犠牲にして、提案株主自らの私的利益を追求することを目的としていると解さざるを得ません。提案株主が、当社が営む宝飾品販売事業にとって極めて重要な年末年始商戦を迎える繁忙期である時期(2022年11月下旬)に臨時株主総会の開催を請求して当社の業務執行に支障を生じさせたことも、当社の事業の本質を理解しておらず、さらには当社の企業価値や株主の皆様共同の利益を犠牲にして、提案株主自らの私的利益を追求することを目的としていることの証左であるといえます。

(2) 本株主提案に係る取締役候補者はいずれも当社取締役としての資質・適格性に強い疑義がある上に、当該取締役候補者による経営が行われた場合には当社のブランド・イメージや信用に回復し難い損害を与え、当社の企業価値を毀損し得るものであること

本株主提案には、提案株主の代表者であってその 100%株主である尾端氏とその他 3 名の候補者を当社取締役として選任することが含まれていますが、下記のとおり、いずれも当社取締役としての資質や適格性に疑問符が付く人物ばかりです。

すなわち、本株主提案には、提案株主が提案する4名の候補者を取締役として選任することが含まれていますが、当該4名の候補者は、いずれも、概要以下に述べるとおり、宝飾品販売事業を営む上場会社であって、ブランド価値の維持が企業価値の維持・向上に不可欠であり、マネー・ローンダリング防止のために犯罪収益移転防止法の適用を受けるなど法令遵守が特に求められる当社の取締役としての資質・適格性に強い疑義を呈さざるを得ません。

① 尾端氏は、提案株主の唯一の株主且つ代表取締役ですが、本請求書面においても 提案株主自ら明らかにしているとおり、公開されている情報だけでも、2011年2月 に、マルチビジネスを営む株式会社イーサイトを入社し、その後も、マルチビジネスを営む e-World Capital Partners Japan 株式会社(以下「EWCP」といいます。)及び株式会社Sanctuaryの取締役ないし監査役を歴任しているなど、数々の会社においてマルチビジネスに関与してきた経歴を有することが明らかな人物です。そして、EWCP は、尾端氏が取締役として在任中、静岡県から特定商取引法違反に基づく行政指導を受けたことも確認されており、加えて、会員の勧誘に当たって、誤導的な説明がなされたこと等を理由として、当時の役員に対して損害賠償請求訴訟が既に複数の者から提起されております。また、マルチビジネスを営んでお

⁶ 本請求書面において、提案株主が提案株主代表者の経歴として EWCP の前身であると記載しています。

り、特定商取引法違反により中部経済産業局及び石川県から3か月間の取引等停止 処分を受けた株式会社 ARK (以下「ARK」といいます。) ⁷の「法務部長」と表示した名刺を持った尾端氏と同姓同名を名乗る人物が、富山県消費生活センターを訪れていることが判明しています。

上記のような経歴を有する者が、当社取締役となること自体、宝飾品販売事業を営む上場会社としての当社の信用とブランド・イメージを大きく毀損するおそれがあり、宝飾品販売事業を営む上場会社であって、ブランド価値の維持が企業価値の維持・向上に不可欠である当社の取締役としての適格性を有しないことは明らかです。

また、尾端氏は、経営に関与するつもりはないと言明してアサヒ衛陶の株式を取 得しておきながら、それから約1年後には自身が唯一の代表者であって 100%株主 であるプラスワンをして臨時株主総会の招集請求を行わせしめ、同社の代表取締役 社長に就任しています8が、「一身上の都合」を理由として、わずか約2か月で自 己都合でその職を辞任しています(同社取締役についても約3か月で退任していま す)。提案株主は、当社からの数次に亘る質問に対しても、その経緯や理由の詳細 を全く明らかにしていませんが、この点からも、尾端氏が真摯に上場会社の経営に 向き合おうとする人物ではなく、上場会社の経営者としての責任感が欠如している のではないかと考えざるを得ず、宝飾品販売事業を営む上場会社であって、ブラン ド価値の維持が企業価値の維持・向上に不可欠である当社の取締役としての適格性 を有しないことは明らかです。しかも、提案株主は、本請求書面において「上場会 社での代表取締役」であったこと等を理由に「企業経営の経験と実績を有して」い るとしているものの、尾端氏の経歴において「上場会社の代表取締役」であったの は、上述のアサヒ衛陶における代表取締役に就任してわずか約2か月で辞任した時 期のみであり(上場会社の取締役であったのも上記のわずか約3か月間のみ)、こ れをもって「上場会社での代表取締役」であったこと等を理由に「企業経営の経験 と実績を有して」いると称することは、もはや誇張という域を超え、誤導的表示を

⁷ ちなみに、①ARKの当初の代表取締役は、Sanctuaryの代表取締役であった葉室一政氏であり、② 2016年11月1日に設立された ARKの本店所在地はその時点における Sanctuaryの本店所在地と同一であって、③ARKが同年12月1日にその本店所在地を東京都港区麻布十番二丁目5番2号 JMN ビル5 Fに移転したその正に同じ日に、尾端氏が唯一の代表取締役を務めておりその全株式を保有しているプラスワンがその場所に本店を移転してきているほか、④ARKは、その後2017年6月1日から同月30日までの間にも Sanctuaryの本店所在地と同一の場所を自らの本店所在地としていたことが判明しています。

⁸ 当該招集請求では、尾端氏を取締役候補者として提案する理由につき、「ホールディングス化により、不動産事業、再生エネルギー事業、既存商品の刷新・多角化と新規販路開拓、M&Aや事業提携などを安全且つ迅速にすすめながら、事業の安定化を実現し、低迷する貴社の業績を改善できると確信できる」等と記載されています。

禁止している委任状勧誘府令の趣旨に抵触しかねないのではないかとすら懸念されます。

しかも、尾端氏が唯一の代表者であって100%株主である提案株主は、当社株式の大量買集めに際して、大量保有報告書・変更報告書の提出を2週間以上に亘って遅延し、大量保有報告書の提出によって株価が高騰する前に主要株主になるに至るまで当社株式を大量に買い集めている上に、遅くとも、提案株主による当社株式の保有目的が「重要提案行為等を行うこと」から「支配権の取得」に切り替わったことが明らかである(本請求書面を当社に送付した)2022年11月22日から5営業日以内に当該保有目的の変更に係る変更報告書を提出する義務があったにも拘らず、当該義務を現在に至るまで懈怠しているほか、尾端氏が代表者であるプラスワンや提案株主は、過去にもアサヒ衛陶、株式会社アジアゲートホールディングス及びリアルビジョン株式の保有につき、大量保有報告書・変更報告書の提出を懈怠していたのではないかとの疑いがあります91011。にも拘らず、この点について、当社が質問状を以て質問を行ったのに対して、提案株主は、何らの説明を行うことなく本株主

⁹ 尾端氏は、プラスワンがアサヒ衛陶に対する臨時株主総会招集請求を行った際、尾端氏のほか、田中威之氏を取締役候補として記載していたことから、少なくともこの時点において、プラスワン (尾端氏) と田中威之氏との間に、アサヒ衛陶の臨時株主総会が開催された場合に尾端氏と田中威 之氏を同社取締役に選任する議案に賛成する旨の議決権の共同行使に関する合意が存在していたことは明らかであるところ、プラスワン及び田中威之氏のアサヒ衛陶の発行済株式総数に対する所有 株式数の割合は、当時合わせて5%を超えていた (田中威之氏 3.19%、プラスワン 2.87%。合計 6.06%) を超えていました。従って、プラスワン (尾端氏) は、実質共同保有者として大量保有報 告書を提出すべき義務があるにも拘らず、これを怠っていた疑いがあります。

¹⁰ 株式会社アジアゲートホールディングスが、アクセスアジア株式会社と株式会社エム・クレドに対して、払込期日を 2022 年 1 月 14 日として、第三者割当てによる新株及び新株予約権の発行により資金調達し、両社ともに、2 週間から 1 ヶ月のうちに、その割当数の大宗を譲渡した結果、プラスワン並びに(提案株主による当社株式取得資金全額の貸付けを行ってきた合同会社 STAND UP GROUP の社員(出資者)である)中山勇介氏及び笹澤知夫氏の株券等保有割合は、少なくとも 2022 年 1 月 28 日時点において、個別に見ても 5 %を超えていました。したがって、プラスワン(尾端氏)は、大量保有報告書を提出すべき義務があるにも拘らず、これを怠っていた疑いがあります。

N.D.C Investment Pte. Ltd.による第三者割当発行の払込みが 2013 年 12 月 25 日に行われた際、N.D.C Investment Pte. Ltd.は、中長期に保有する旨を確認した上で、リアルビジョンの新株 14 万 2,000 株 (1 株当たり発行価額 2 万 1,000 円) 及び新株予約権 3,330 個 (1 個当たり発行価額 270 円、潜在株式 33 万 3,000 株相当、1 個当たり行使価額 2 万 1,000 円) を取得しましたが、早くもその約 3 か月後の 2014 年 3 月 13 日及び 17 日の両日で、同社は、提案株主(旧 N&M)に対して、上記新株 14 万 2,000 株全でを 1 株当たり 2 万 3,100 円、上記新株予約権 3,330 個全でについても 1 個当たり 297 円で譲渡しています。これにより提案株主(旧 N&M)は、リアルビジョンの新株を株券等保有割合にして 2.24%相当、同じく新株予約権を 5.25%相当、それぞれ直接取得するに至りました(合計 7.49%)。その後、同年 8 月 22 日になって、リアルビジョンは提案株主(旧 N&M)が保有していた上記 3,300 個の新株予約権を全て取得していますが、EDINET 上、提案株主(旧 N&M)がのは、取得した株式及び新株予約権の増減についてその後変更報告書が提出された形跡は全くなく、その後、提案株主(旧 N&M)はリアルビジョンの大株主にも登場していませんので、提案株主(旧 N&M)が変更報告書の提出を懈怠していた疑いがあります。

提案に及んでおり、提案株主の唯一の株主であって代表者である尾端氏は、マネー・ローンダリング防止のために犯罪収益移転防止法の適用を受けているなど法令遵守が特に求められる宝石・貴金属等取扱事業者である当社の取締役としての適格性にも重大な疑念があることが明らかです。

- ② <u>佐藤彩奈氏</u>は、本株主提案においては、<u>社会人としての経歴がわずか約3年間しかない</u>ということの他、その経歴が必ずしも明らかではありませんが、少なくとも現時点において、尾端氏が唯一の代表者であって上記プラスワンが設立した株式会社オアノエンターテインメント(以下「オアノ」といいます。)の執行役員であるとのことであり、上記尾端氏の強い影響下にあると考えられます。
- ③ <u>菅原勝治氏</u>(以下「菅原氏」といいます。)も、<u>尾端氏が唯一の代表者であって100%株主であるプラスワンの特別顧問</u>であるとともに、<u>マルチビジネスを営んでおり、特定商取引法違反により行政処分を受けた上記 ARK の特別顧問</u>でもある(ないしは特別顧問であった)だけでなく、前述のアサヒ衛陶の臨時株主総会において尾端氏とともにプラスワンらによって取締役候補者として提案され、最終的にアサヒ衛陶の取締役に就任するに至っており、尾端氏と強い関係を有していることが窺えます。提案株主は、菅原氏を社外取締役候補者として擁立しておりますが、<u>上述のような尾端氏との強い関係性を踏まえれば、尾端氏が社内取締役として選任された場合に、菅原氏が、執行から独立した立場で社外取締役としての監督機能を発揮することを期待できるとは考えられません。</u>

加えて、菅原氏については、本請求書面において、2006 年4月にシンワアートオークション株式会社(以下「シンワアート」といいます。)の危機管理室長に就任し、2009 年3月から現在に至るまで同社の顧問を務めている旨が記載されていますが、同社については、2013 年9月 30 日付けの日本経済新聞電子版において、国税当局から、「仮装隠蔽を伴う悪質な所得隠し」を指摘されて修正申告を行った旨が報じられております。当該記事によれば、同社は、「2011 年5月期までの3年間で約4千万円の所得隠し」を指摘されていたと報じられておりますので、記事が事実であるとすれば、仮想隠蔽による所得隠しの期間は 2009 年5月期から 2011年5月期までの期間(つまり、2008 年6月1日から 2011 年5月末までの期間)ということになり、まさに、菅原氏が危機管理室長を務め、そして顧問を務めていた期間と重なっています。本請求書面においては、菅原氏が当社の取締役として相応しい理由として、「法令遵守と危機管理の分野において豊富な経験と幅広い知識を有して」いることが記載されておりますが、この記事が事実であるとすれば、同氏はシンワアートが「仮装隠蔽を伴う悪質な所得隠し」を行っていた期間に危機管理室長(次いで顧問)を務めていたことになり、果たして真に「法令遵守と危機管理

<u>の分野において豊富な経験と幅広い知識を有して」いるのかについては疑問符が</u> つくと言わざるを得ません。

④ <u>吉澤孝明氏</u>も、上記のプラスワン及びオアノの顧問税理士であるとともに、上記 ARK の顧問税理士もである(ないしは顧問税理士であった)ことから、尾端氏を実質的な依頼者とするものであり、その強い影響下にあると考えられます。提案株主は、吉澤孝明氏を社外取締役候補者として擁立しておりますが、尾端氏の影響の大きさを踏まえれば、尾端氏が社内取締役として選任された場合に、吉澤孝明氏が、執行から独立した立場で社外取締役としての監督機能を発揮することを期待できるものではありません。

以上のとおり、提案株主が提案する4名の候補者のうち尾端氏については、宝飾品販売事業を営む上場会社であって、ブランド価値の維持が企業価値の維持・向上に不可欠であり、マネー・ローンダリング防止のために犯罪収益移転防止法の適用を受けるなど法令遵守が特に求められる当社の取締役としての資質・適格性に強い疑義を呈さざるを得ません。また、尾端氏以外の3名の候補者は、いずれも尾端氏の強い影響下にあることが明らかであって、法令遵守が特に求められる当社の取締役としての適格性には重大な疑念があると言わざるを得ません。そして、提案株主の代表者であって取締役候補者でもある尾端氏が、中部経済産業局並びに静岡県及び石川県から行政指導及び取引等停止処分を受けたマルチビジネスに関与してきた経歴があり、尾端氏以外の3名の候補者もその尾端氏の強い影響下にあることに鑑みると、本株主提案の真の目的のもう一つは、当社の経営支配権の奪取後に、尾端氏が長年関与してきたマルチビジネスのために、当社の宝飾品販売事業を営む上場会社としての信用とブランド・イメージを利用することにあることが強く疑われます。

なお、当社としては、本株主提案に関する当社の意見を決定・公表する前に、当社が 抱いている懸念点や疑問点を提案株主の代表者を含めた取締役候補者に対して直接ご質 問し、詳細のご説明を頂く機会を設け、提案株主の代表者を含めた取締役候補者から得 た情報を公開することが当社の全ての株主の皆様のご検討及びご判断に資するものと判 断し、2023 年1月 31 日に、ファクシミリにより、代理人弁護士を通じて、提案株主に 対して当社役員と提案株主の代表者を含めた取締役候補者との面談の打診を行いまし た。然るに、その後の提案株主との複数回のファクシミリでの連絡においても、提案株 主は、当社代表取締役と提案株主の代表者のみの1対1の面談に固執し、また、会場に ついても、提案株主の希望を汲み取り当社が当初提案した当社本社での開催から譲歩し て、中間案として、当社以外の会議室での開催を提示したにも拘らず、提案株主本社で の開催に固執する等、合理的な理由なく当社役員と提案株主の代表者を含めた取締役候 補者との面談の打診に応じなかったことから、当該面談は実現に至りませんでした。このように、不合理に頑なに、自らの適格性に関する説明を拒み続けるとしか解釈できない態度に鑑みても、尾端氏を含めた4名の候補者に関する当社の取締役としての適格性に関する上記の重大な疑念は強まるばかりです。

よって、<u>当社取締役会としては、提案株主が提案する候補者4名の当社取締役への選</u> 任議案(第8号議案)についても反対いたします。

3. 結 語

このように、本株主提案は、本請求書面が謳っているような当社の企業価値の向上を 目指すものでは到底なく、むしろ、本株主提案が、独立社外取締役を含む当社の現任 取締役6名全員の解任と、提案株主が擁立した候補者4名の当社取締役への選任を目 的とするものであることからすると、本株主提案の真の目的は、尾端氏らが当社の経 営支配権を奪取することにあると考えざるを得ません。そして、上述した諸々の事情を 考え併せますと、尾端氏らが当社の経営支配権を奪取することに成功した場合には、尾 端氏が長年関与してきたマルチビジネスのために、当社の宝飾品販売事業を営む上場 会社としての信用とブランド・イメージを利用し、さらには、当社の株主の皆様共同 の利益に反するような株式の希薄化を招く大規模なエクイティ・ファイナンスの実施 (当社の「ハコ会社」化)を目論んでいるのではないかと強く懸念されるところで す。

したがって、万が一にも、本株主提案が承認されて当社取締役が総入替えとなり、 当社取締役としての適格性や資質に強い疑義がある4名(尾端氏とその強い影響下にある3名)のみで当社取締役会が構成されるようなことがあれば、当社のブランド・イメージや信用に回復し難い損害を与え、当社の企業価値を毀損し、株主の皆様共同の利益が害されるおそれがあると考えざるを得ません。

このため、<u>当社取締役会としては、提案株主が提案する本株主提案(第2号議案乃至</u> 第8号議案の全て)に反対いたします。

以上